

法制審議会「新時代の刑事司法制度特別部会」の 事務局試案の抜本的見直しを求める決議

1 2014年4月30日、2011年6月に発足した法制審議会「新時代の刑事司法制度特別部会」（以下「特別部会」という）は、その後3年あまりの討議を経て、「事務局試案」（以下「試案」という）を公表した。

特別部会は、足利事件、布川事件、志布志事件、氷見事件、厚労省村木事件等の冤罪事件の審理の中で密室における長時間の取調べによる虚偽自白、捜査機関による証拠の隠蔽、改竄等といった問題が相次いで明らかにされた中で発足した。したがって、特別部会が本来果たすべき役割は、冤罪を生み出す捜査手法を根本的に改め、国民の権利を守るための刑事司法の実現に向けた具体的な方策を議論することにあった。

そのためには、取調べの全面可視化と捜査機関の手持ち証拠の全面開示を実現することは必要不可欠である。しかし、試案は、取調べの可視化の対象を限定し、捜査機関の手持ち証拠の開示については、証拠の一覧表の開示を提起するに止めている。

このことは、冤罪を防止するための刑事司法制度の実現という特別部会の本来の役割を放棄するものにほかならない。

その一方で、試案は、盗聴法（通信傍受法）の対象事件の拡大と手続の簡易化、犯罪事実の解明による刑の減軽、捜査・公判協力型協議・合意制度等のいわゆる「司法取引」制度の導入等、捜査機関に都合のよい捜査手法を盛り込んでいる。これらの手法は、国民の権利を侵害し、冤罪を生み出す新たな要因となりかねないものである。

2 試案は、取調べの可視化について、取調べ全過程の録音・録画についての対象事件を裁判員裁判のみとする「A案」と、取調べ全過程の録音・録画については裁判員裁判を対象とし、裁判員裁判以外の事件については、検察官による取調べのみを録音・録画するという「B案」のいずれかを採用することが前提とされている。

しかし、裁判員裁判の対象事件は、全事件の僅か2%程度にすぎない。密室における長時間の取調べによる自白強要という捜査手法を改めるには、全事件を対象とする可視化が不可欠である。また、これまでの冤罪事件では、警察段階での長時間の取調べによってなされた虚偽の自白が検察官の取調べで維持された例が数多く存在する。したがって、検察官の取調べのみを録音・録画することによって、自白の強要を抑止することはできない。そればかりか、検察官段階だけの録音・録画は、警察官の違法な取調べの事実を隠蔽する役割さえ果たしかねない。

すべての事件を対象に取調べの全過程を録音・録画してはじめて、取調べの「可視化」は実現したと言えるのである。

3 試案は、証拠開示について、検察官手持ち証拠の証拠一覧表の開示に止めている。

袴田事件や、厚労省村木事件等において明らかになった捜査機関による証拠の隠蔽、改竄等の原因の一つは、現在の刑事司法制度が捜査機関の手持ち証拠の全面的開示を検察に課していない点にある。

捜査機関の手持ち証拠を全面的に開示させなければ、被告人に十分な防御の機会を保障することにはならない。また、捜査機関に証拠の隠蔽、改竄等の機会を与えないためにも、捜査機関の手持ち証拠を全面的に開示する制度を実現すべきである。

4 試案は、盗聴（通信傍受）の対象事件を窃盗や詐欺といった財産犯にまで大幅に拡大

させている。あわせて、通信事業者の立ち会いを不要とするなど手続を簡易化しようとしている。

現行の盗聴法（通信傍受法）は、通信の秘密を侵害する憲法違反の法律であり、日弁連をはじめ多くの法律家団体の反対を押し切って成立させられたものである。対象事件を拡大したり、手続要件を緩和するなどということは、絶対に許されるものではない。

また、現行法の運用実態を見ても、傍受を実施した通話中の犯罪関連通信の割合が低率に止まっているという現実があり、現行の通信傍受法（盗聴法）を改正しなければならない立法事実はない。

さらに言えば、試案は、警察が「犯罪捜査」を口実にして、特定の市民や団体をその監視下に置くことを可能にする危険性を持っている。

5 試案は、犯罪事実の解明による刑の減輕、捜査・公判協力型協議・合意制度等のいわゆる「司法取引」を導入しようとしている。しかし、「司法取引」の導入は、冤罪を生み出す新たな温床となりかねない。

犯罪事実の解明による刑の減輕制度は、捜査機関が刑の減輕を取引材料として、虚偽の自白を獲得する手段に使われるおそれがある。また、共犯事件の場合は、刑の減輕を獲得するために無実の第三者の引っ張り込みにつながる危険がある。

捜査・公判協力型協議・合意制度は、犯罪事実の解明による刑の減輕制度と同様、無実の第三者の引っ張り込みの危険や、共犯者への責任のなすりつけといった重大な危険性があることは明らかである。

とりわけ、全事件を対象とした取調べ全過程の録音・録画が実現されない下では、どのような取調べ過程で合意に至ったのかを客観的に検証できず、利益誘導による虚偽自白に基づく冤罪が頻発するおそれがある。

6 試案が抱える問題はこれだけに止まらない。

試案は、身体拘束の判断の在り方について、確認的な規定を設けるとするだけで、「人質司法」からの脱却はおよそ期待できない。また、試案は、被告人の虚偽供述等を禁止する規定を設けるとしているが、これは被告人の弁解に対する重大な萎縮的効果をもたらし、被告人の防御権を侵害するものにほかならない。

7 以上のとおり、試案は、全ての事件を対象とした全取調べ過程の可視化、捜査機関手持ち証拠の全面的開示という、冤罪を防止するために必要不可欠な制度の実現を拒否している。そればかりか、盗聴法（通信傍受法）の適用拡大や司法取引など、捜査機関にのみ都合のよい制度を導入しようとしている。これでは、冤罪を根絶するどころか、新たな冤罪や弾圧を生み出しかねない。試案は全面的に見直すほかない。

われわれは、特別部会に対し、冤罪を生み出さない刑事司法の構築という本来の役割に立ち返り、全事件を対象とした取調べの全過程の可視化、捜査機関の手持ち証拠の全面開示を実現すること、同時に、盗聴法の適用拡大、司法取引等、捜査権力を肥大させ新たな人権侵害をもたらす制度を撤回することを強く求める。

2014年5月19日

自由法曹団2014年5月研究討論集会